

【決算委員会】

(1) 審議概観

〔平成6年度決算外2件の審査〕

平成6年度決算及び国有財産関係2件は、第136回国会（常会）の召集日である平成8年1月22日に提出された。うち国有財産関係2件は、同日、委員会に付託され、6年度決算については、8年5月15日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された（6年度決算の概要については『第136回国会参議院審議概要』97ページ及び310ページ参照）。

委員会においては、第136回国会の8年5月15日、大蔵大臣から平成6年度決算外2件の概要説明を、会計検査院長から平成6年度決算検査報告及び平成6年度国有財産検査報告の概要説明を、それぞれ聴取した後、第139回国会（臨時会）までに、全般的質疑2回、省庁別審査8回が行われた。

第139回国会閉会後には、8年12月26日の委員会において、平成4、5年度決算に関する警告決議に対して内閣の講じた措置の内容を大蔵大臣から聴取した後、締め括りの総括的質疑（第1回）に入り、各省大臣に対する質疑が行われた。さらに、9年1月16日の締め括りの総括的質疑（第2回）において、内閣総理大臣に対する質疑が行われた。

第139回国会閉会後に行われた質疑の主な項目は、①決算審査の在り方と政府側の協力、②決算の早期提出、③公的建築物の積算の在り方、④国営木曽岬干拓地問題、⑤旧臨時軍事費特別会計の最終処理、⑥国保組合員の厚生年金適用漏れ、⑦労災保険診療費の地域特掲料金の未解消、⑧特別養護老人ホーム等の建設費用と国庫補助金、⑨予備費の事後承諾と決算の関係、⑩検査官任命同意に関する衆議院優越規定の削除などである。

なお、大蔵大臣から報告があった平成4、5年度決算に関する警告議決に対して内閣の講じた措置を、警告議決と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	警告議決に対し内閣の講じた措置
(1) 国の一般会計において、平成4年度1兆5,447億円、平成5年度5,663億円と、戦後初めて2年連続の決算上の不足、いわゆる歳入欠陥が生じ、そ	(1) 今後の本格的高齢化社会に対応し得る行財政の確立につきましては、我が国財政が、平成8年度末の公債発行残高が約241兆円程度となる見込みであるな

決 算

の後の財政運営に困難を來していることは、誠に遺憾である。

政府は、税収の減少や公債残高の急増等により、極めて深刻な財政状況にあることを厳しく認識し、歳出全体について社会・経済情勢の変化を踏まえた徹底した見直しを進めるなど、財政改革に真剣に取り組むとともに、財政の現状や将来展望等について国民に分かりやすく明らかにすること等により、国民の理解を求めながら、今後の本格的高齢社会に対応し得る行財政の確立に向けて一層の努力を傾注すべきである。

ど、先進国中最悪と言える状況にあることを厳しく認識するとともに、今後の少子・高齢化の一層の進展を踏まえれば、我が国の経済社会の活力を維持するためには、財政構造の改革に取り組むことが喫緊の課題であると考えております。

そのため、我が国が極めて厳しい財政状況や財政構造改革の必要性につきまして、国民各層の御理解を得るべく従来より各種資料、パンフレット等を提供するとともに、将来展望として、中期的な財政事情に係る試算である「財政の中期展望」等をお示ししているところであります。

また、平成9年度予算編成におきましても、歳出全般について聖域を設けることなく徹底した洗い直しに取り組み、特に一般歳出を厳しく抑制するとともに約4.3兆円の公債減額を実現し、行政の制度・運営について不断のかつ徹底した見直しを行うとともに、引き続き、既定方針を踏まえ、所要の改革合理化措置を実施したところであります。

今後とも、各般の制度改革の実現に努めるなど、行財政改革に一層の努力を傾注してまいる所存であります。

(2) 核燃料を柔軟かつ効率的に利

(2) 新型転換炉につきましては、

用できる新型転換炉は、昭和42年からその開発が開始され、原型炉「ふげん」の成果に基づき、昭和57年から実証炉建設計画が進められてきたが、その建設費が当初見積もりを大幅に上回ることが判明したこと等のため、平成7年8月に同建設計画は中止に至った。

政府は、昭和42年度から平成6年度までの間に約2千億円の国費が投入された新型転換炉の開発において、その実証炉建設計画が中止に至った事態を重く受け止め、今後、このような大型技術開発の実用化の推進に当たっては、研究開発体制の一層の整備を図るとともに、進捗状況に応じて開発計画の評価を行うこと等により、適時適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

経済性、核燃料リサイクルに与える影響など総合的観点から慎重かつ精力的に検討した結果、実証炉建設計画を中止することを決定したものです。

今後、大型技術開発の実用化の推進に当たりましては、研究開発主体と実用主体との緊密な連携等を図るとともに、進捗状況に応じて開発計画の評価を行うことに努めるなど適切に対処してまいり所存であります。

(3) 国民健康保険の財政調整交付金について、市町村による不適正な受給の指摘が、決算検査報告において、昭和63年度以降毎年続いており、平成5年度までの不適正受給の総額が105億円に上っていることは、遺憾である。

政府は、構造的な問題を抱える国民健康保険制度の安定化に更に努力するとともに、この種事態の根絶を期するため、都道

(3) 国民健康保険の財政調整交付金の不適正受給に係る指導の徹底につきましては、過大交付の再発を防止するため、文書及び会議等あらゆる機会をとらえて補助金申請等事務の適正化に努めるよう強く指導を行ったところでございます。

また、国民健康保険制度の安定化につきましては、制度の抱える構造的な問題に対応するため、低所得者対策及び小規模保

<p>府県及び市町村に対する指導の徹底を図るべきである。</p>	<p>險者対策等を継続して実施したことあります。</p> <p>今後とも、制度の安定化にさらに努力するとともに、財政調整交付金の適正な執行に万全を期してまいる所存でございます。</p>
<p>(4) 厚生年金保険及び国民年金の積立金の一部をより有利に運用することを目的とした自主運用事業について、平成6年度末において約7千億円の繰越欠損金が生じていることは、年金資金運用の健全性、安定性の観点から看過できない。</p> <p>政府は、今後の厳しい年金財政の状況にかんがみ、国民共有の資産とも言うべき年金積立金の安全かつ効率的な運用体制の整備に更に努力するとともに、自主運用事業に対する国民の理解を得られるよう、市場への影響等に配慮しつつ、ディスクロージャーの一層の推進に努めるべきである。</p>	<p>(4) 年金積立金の自主運用体制の整備につきましては、年金福祉事業団において平成7年度から、長期運用のための新しい基本ポートフォリオに基づき資産の管理を行うとともに、運用機関の特徴を生かした多様な運用体制の構築に取り組んでいるところでありまして、厚生省としても年金福祉事業団の適切な指導に努力しておるところであります。</p> <p>また、ディスクロージャーの推進につきましては、平成7年度決算より、広く国民に自主運用事業の考え方や内容を理解していただきますため、従来の簿価のデータとあわせて、総合収益等の時価のデータを参考として公表したところであります。</p> <p>今後とも、年金積立金の安全かつ効率的な運用に努めますとともに、ディスクロージャーを推進してまいる所存でございます。</p>
<p>(5) 認可法人である日本下水道事業団が、地方公共団体の委託を</p>	<p>(5) 日本下水道事業団に対する入札談合事件の再発防止につきま</p>

受けて、平成4年度及び5年度に発注した下水道の電気設備工事について、いわゆる入札談合が行われ、しかも同事業団の幹部職員がこれに関与していたことが明らかになったことは、極めて遺憾である。

政府は、公共工事の入札・契約手続の改善に取り組んでいる中で、このような事件が発生したことを厳しく受け止め、同事業団に対し、発注における透明性・客観性の一層の確保や受委託関係の明確化等の改善措置を着実に実行させるなど、この種事件の再発防止に万全を期すべきである。

しては、工事の発注において、従来の指名競争入札方式にかえ、公募型指名競争入札方式を全面的に導入するとともに、入札監視委員会の委員の増員等の組織態勢の充実により、発注における透明性、客観性の一層の確保等、事業団の業務改善について万全を期したところであります。

また、工事を事業団が発注する場合につきましては、事業団と地方公共団体との協定等において、発注業務の委託団体からの独立性を明記することとともに、発注を委託団体が行い、工事の監督管理業務のみを事業団が受託する場合についての規定の整備を行い、受委託関係の明確化を図ったところでございます。

今後とも、これらの措置の徹底を図るなど事業団に対する適切な指導を行ってまいり所存であります。

9年1月16日の委員会において、質疑を終局した後、委員長より平成6年度決算の議決案が示された。その内容は「1. 平成6年度決算は、これを是認する。2. 内閣に対し、次のとおり警告する。（以下10項目〈略〉）」というものである。

討論では、日本共産党より、平成6年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書については是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書及び内閣に対する警告案については賛成する旨の意見が述べられた後、自由民主党、民主党・新緑風会より、それぞれ平成6年度決算外2件を是認することに賛成するとともに、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、採決の結果、平成6年度決算は賛成多数をもって是認

すべきものと議決され、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決された。また、平成6年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに平成6年度国有財産無償貸付状況総計算書については、いずれも賛成多数をもって是認すべきものと議決された。

内閣に対する警告の骨子は、①公務員の綱紀粛正、②消費税の滞納防止、③学校給食における食中毒の再発防止（病原性大腸菌O—157に対する総合的対策の推進）、④健康保険及び厚生年金保険の適用の適正化、⑤医療費の請求・審査の適正化、⑥特別養護老人ホームの施設整備等に対する補助金交付などの社会福祉事業実施の適正確保、⑦農業者年金の支給の適正化と情報開示、⑧労災保険診療費の地域特掲料金の解消、⑨食糧費の不適正な使用の防止と厳正な措置、⑩監査委員制度の機能発揮と地方分権の推進に伴う監査機能の充実である（全文は、本誌Ⅲの4【決算に対する議決】を参照されたい）。

〔平成7年度決算外2件の審査〕

平成7年度決算及び国有財産関係2件は、第140回国会の召集日である平成9年1月20日に提出された。うち7年度決算は、9年2月3日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託され、国有財産関係2件については2月4日に委員会に付託された。

平成7年度決算の概要は、次のとおりである（本誌Ⅲの2の(6)「平成7年度決算の概要について」を参照）。

平成7年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は80兆5,572億円、歳出決算額は75兆9,385億円であり、差し引き4兆6,186億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成8年度一般会計歳入に繰り入れられた。7年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は3兆6,773億円、不用額は5,147億円、また、財政法第6条の純剰余金は6,173億円である。

平成7年度特別会計歳入歳出決算における38の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は267兆8,136億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は232兆4,658億円である。

平成7年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は56兆8,033億円であり、資金からの支払命令済額は3兆4,156億円、一般会計等の歳入への組入額は53兆3,749億円である。

平成7年度政府関係機関決算書における11機関の収入済額を合計した収入決算額は7兆6,569億円、支出済額を合計した支出決算額は7兆5,357億円である。

国有財産関係2件の概要は次のとおりである。

平成7年度国有財産増減及び現在額総計算書における7年度中の国有財産の

差引純増加額は2,176億円、7年度末現在額は87兆4,193億円である。

平成7年度国有財産無償貸付状況総計算書における7年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は6,263億円、7年度末現在額は1兆1,392億円である。

委員会においては、9年2月5日、大蔵大臣から平成7年度決算外2件の概要説明を、会計検査院長から平成7年度決算検査報告及び平成7年度国有財産検査報告の概要説明を、それぞれ聴取した。次いで、5月1日、2日の両日に全般的質疑が、5月12日に省庁別審査が行われた。

第140回国会中に行われた質疑の主な項目は、①平成7年度決算及び平成7年度決算検査報告の特徴、②特別会計における予算の不用、③国鉄長期債務の処理、④社会保険料の徴収不足、⑤下水道及び下水道類似施設の調整、⑥諫早湾干拓事業の在り方、⑦会計検査院法の見直し、⑧公共投資の波及効果、⑨ガス管の安全対策、⑩政府系中小企業金融機関の在り方、⑪動燃東海再処理工場事故などである。

〔予備費関係6件の審査〕

予備費関係6件は、憲法及び財政法の規定に基づき、平成7年2月から8年3月までの間の予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

このうち、平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外2件は、第136回国会の8年1月22日に、また平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）外1件は8年3月29日に提出され、衆議院で継続審査となっていた。しかし、これら予備費関係5件は、衆議院解散（第137回国会：8年9月27日）のため廃案となった。その後、7年度（その2）該当分を加え7年度の予備費案件を一本化した平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外2件が、平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外2件とともに第139回国会の8年11月29日に再提出された。

平成6年度一般会計予備費の予算額（補正後）は1,500億円であり、7年2月6日から同年3月24日までの間に使用を決定した金額は1,052億円である。6年度各特別会計予備費の予算総額（補正後）は2兆7,679億円であり、このうち7年3月24日から同年3月30日までの間に使用を決定した金額は933億円である。6年度特別会計予算総則第14条に基づき7年3月30日に経費の増額を決定した金額は798億円である。

平成7年度一般会計予備費の予算額（補正後）は2,000億円であり、7年9月5日から8年3月27日までの間に使用を決定した金額は578億円である。7年度各特別会計予備費の予算総額（補正後）は2兆5,859億円であり、このう

ち 8 年 3 月 29 日に使用を決定した金額は 740 億円である。7 年度特別会計予算総則第 14 条に基づき 7 年 9 月 5 日から同年 12 月 12 日までの間に経費の増額を決定した金額は 176 億円である。

予備費使用等の主な項目は、次のとおりである。

平成 6 年度一般会計の予備費使用（その 2）は、①老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費、②療養給付費等負担金等の不足を補うために必要な経費、③生活保護費の不足を補うために必要な経費、④災害救助費負担金の不足を補うために必要な経費などである。

平成 6 年度特別会計の予備費使用（その 2）は、①食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における調整勘定へ繰入れに必要な経費、②郵便貯金特別会計一般勘定における支払利子に必要な経費などである。

平成 6 年度特別会計予算総則第 14 条に基づく経費の増額（その 2）は、郵便貯金特別会計一般勘定における支払利子に必要な経費である。

平成 7 年度一般会計の予備費使用は、①老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費、②水俣病対策に必要な経費、③特定原料用甘しょ集荷特別対策に必要な経費、④住宅施設災害復旧事業に必要な経費などである。

平成 7 年度特別会計の予備費使用は、外国為替資金特別会計における外国為替等売買差損の補てんに必要な経費である。

平成 7 年度特別会計予算総則第 14 条に基づく経費の増額は、①道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費、②治水特別会計治水勘定における河川事業、河川総合開発事業及び砂防事業の調整に必要な経費などである。

委員会においては、まず第 139 回国会閉会後の 8 年 12 月 26 日、平成 6 年度予備費関係 3 件について、平成 6 年度決算外 2 件と一括議題とし、大蔵大臣から説明を聴取した後、予備審査を行った。

その後、平成 6 年度及び 7 年度の予備費関係 6 件は第 140 回国会の 8 年 4 月 11 日に衆議院より送付され、同日委員会に付託された。委員会においては、9 年 5 月 1 日、平成 7 年度予備費関係 3 件について大蔵大臣から説明を聴取した後、平成 6 年度及び 7 年度の予備費関係 6 件について、平成 7 年度決算外 2 件と一括して議題とし、質疑を行った。その主な項目は、①予備費の当初予算計上額の減額についての考え方、②老人医療給付費負担金等の義務的経費に対する連年の予備費使用、③予備費案件の提出区分などである。

質疑を終局、討論に入ったところ、平成会より平成 6 年度一般会計予備費（その 2）及び平成 7 年度一般会計予備費に反対、他の予備費関係 4 件には賛成、自由民主党より予備費関係 6 件に賛成、日本共産党より平成 7 年度

一般会計予備費及び平成 7 年度特別会計予備費に反対、その他の予備費関係 4 件には賛成の意見がそれぞれ述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成 6 年度一般会計予備費（その 2）、平成 7 年度一般会計予備費並びに平成 7 年度特別会計予備費はいずれも多数をもって、その他の予備費関係 3 件はいずれも全会一致をもって、承諾を与えるべきものと議決した。

（2）委員会経過

○平成 8 年 12 月 26 日（木）（第 139 回国会閉会後第 1 回）

- 平成 6 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 2）（第 139 回国会提出）（予）（継続審査）

平成 6 年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 2）（第 139 回国会提出）（予）（継続審査）

平成 6 年度特別会計予算総則第 14 条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その 2）（第 139 回国会提出）（予）（継続審査）

以上 3 件について三塚大蔵大臣から説明を聴いた。

- 平成 4 年度決算及び平成 5 年度決算についての警告に対する政府の措置について三塚大蔵大臣から説明を聴いた。

- 平成 6 年度決算外 2 件及び予備費関係 3 件について池田外務大臣、三塚大蔵大臣、藤本農林水産大臣、小泉厚生大臣、岡野労働大臣、白川自治大臣、亀井建設大臣、梶山内閣官房長官、古賀運輸大臣、武藤総務庁長官、疋田検査官、弥富人事院総裁、大蔵省、厚生省、会計検査院、文部省、建設省、農林水産省、社会保険庁、労働省、総務庁、外務省、法務省当局、参考人労働福祉事業団理事松原東樹君、雇用促進事業団理事和田東洋司君及び日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成 9 年 1 月 16 日（木）（第 139 回国会閉会後第 2 回）

- 平成 6 年度決算外 2 件について橋本内閣総理大臣、池田外務大臣、古賀運輸大臣、石井環境庁長官、三塚大蔵大臣、岡野労働大臣、白川国家公安委員会委員長、小泉厚生大臣、警察庁、国土庁、環境庁、厚生省、外務省及び海上保安庁当局に対し質疑を行い、討論の後、平成 6 年度一般会計歳入歳出決算、平成 6 年度特別会計歳入歳出決算、平成 6 年度国税収納金整理資金受払計算書、平成 6 年度政府関係機関決算書を議決し、平成 6 年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに平成 6 年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、武藤総

務庁長官、三塚大蔵大臣、小杉文部大臣、小泉厚生大臣、藤本農林水産大臣、岡野労働大臣及び白川自治大臣から発言があった。

(平成 6 年度一般会計歳入歳出決算、平成 6 年度特別会計歳入歳出決算、
平成 6 年度国税収納金整理資金受払計算書、平成 6 年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、無ク、さき

反対会派 共産、新社

(警告決議)

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、無ク、さき、新社

反対会派 なし

(平成 6 年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、無ク、さき

反対会派 共産、新社

(平成 6 年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、無ク、さき

反対会派 新社

○平成 9 年 2 月 5 日（水）（第 1 回）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成 7 年度決算外 2 件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めるなどを決定した。
- 平成 7 年度一般会計歳入歳出決算、平成 7 年度特別会計歳入歳出決算、
平成 7 年度国税収納金整理資金受払計算書、平成 7 年度政府関係機関決算書

平成 7 年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成 7 年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上 3 件について三塚大蔵大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について疋田検査官から説明を聴いた。

○平成 9 年 5 月 1 日（木）（第 2 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成 7 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(第139回国会提出)（衆議院送付）

平成 7 年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(第139回国会提出) (衆議院送付)

平成 7 年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書 (第139回国会提出) (衆議院送付)

以上 3 件について三塚大蔵大臣から説明を聴いた。

- 平成 7 年度決算外 2 件及び予備費関係 6 件について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、白川国務大臣、池田外務大臣、松浦法務大臣、梶山内閣官房長官、古賀運輸大臣、小杉文部大臣、麻生経済企画庁長官、堀之内郵政大臣、武藤総務庁長官、小泉厚生大臣、藤本農林水産大臣、伊藤国土庁長官、疋田会計検査院長、政府委員及び参考人日本開発銀行総裁吉野良彦君に対して質疑を行い、

平成 6 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(その 2) (第139回国会提出) (衆議院送付)

平成 6 年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(その 2) (第139回国会提出) (衆議院送付)

平成 6 年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書 (その 2) (第139回国会提出)
(衆議院送付)

平成 7 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(第139回国会提出) (衆議院送付)

平成 7 年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(第139回国会提出) (衆議院送付)

平成 7 年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書 (第139回国会提出) (衆議院送付)

以上 6 件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

(平成 6 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(その 2))

賛成会派 自民、社民、民緑、共産、自由、さき、新社

反対会派 平成

(平成 6 年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(その 2))

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、さき、新社

反対会派 なし

(平成 6 年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各

府所管経費増額調書（その2）

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、さき、新社

反対会派 なし

（平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書）

賛成会派 自民、社民、民緑、自由、さき

反対会派 平成、共産、新社

（平成7年度特別会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書）

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、自由、さき、新社

反対会派 共産

（平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各府所管経費増額調書）

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、さき、新社

反対会派 なし

○平成9年5月2日（金）（第3回）

- 平成7年度決算外2件について近岡科学技術府長官、池田外務大臣、古賀運輸大臣、石井環境府長官、三塚大蔵大臣、梶山内閣官房長官、小泉厚生大臣、小杉文部大臣、松浦法務大臣、白川自治大臣、岡野労働大臣、久間防衛府長官、疋田会計検査院長、政府委員及び参考人動力炉・核燃料開発事業団副理事長植松邦彦君に対し質疑を行った。

○平成9年5月12日（月）（第4回）

- 平成7年度決算外2件中、通商産業省、経済企画庁、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫関係について麻生経済企画府長官、佐藤通商産業大臣、政府委員、運輸省、防衛庁、厚生省、法務省及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月17日（火）（第5回）

- 平成7年度決算外2件の継続審査要求書並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 平成7年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を閉会中必要に応じ参考人として出席を求ることを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・予備費等承諾を求めるの件（8件）

件 名	先 議 院	提 出 月 日	参 議 院			衆 議 院		
			委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	8.11.29 (第139回国会)	8.11.29 (予備)	9.5.1 承諾	9.5.7 承諾	9.1.20	9.4.10 承諾	9.4.11 承諾
平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	"	11.29 (第139回国会)	11.29 (予備)	5.1 承諾	5.7 承諾	1.20	4.10 承諾	4.11 承諾
平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	"	11.29 (第139回国会)	11.29 (予備)	5.1 承諾	5.7 承諾	1.20	4.10 承諾	4.11 承諾
平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	"	11.29 (第139回国会)	11.29 (予備)	5.1 承諾	5.7 承諾	1.20	4.10 承諾	4.11 承諾
平成7年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管経費増額調書	"	11.29 (第139回国会)	11.29 (予備)	5.1 承諾	5.7 承諾	1.20	4.10 承諾	4.11 承諾
平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	"	11.29 (第139回国会)	11.29 (予備)	5.1 承諾	5.7 承諾	1.20	4.10 承諾	4.11 承諾
平成8年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	"	9.5.27				5.27	継続審査	
平成8年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	"	5.27				5.27	継続審査	

・決算その他（6件）

※は第139回国会閉会中における議決
備考欄記載事項は本院についてのもの

件 名	提 出 月 日	参 議 院			衆 議 院		
		委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
平成6年度一般会計歳入歳出決算、平成6年度特別会計歳入歳出決算、平成6年度国税収納金整理資金受払計算書、平成6年度政府関係機関決算書	8.1.22 (第136回国会)	8.11.7	9.1.16 ※議決	9.1.24 議決	9.1.20	9.6.17 議決	9.6.17 議決
平成6年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.22 (第136回国会)	11.7	1.16 ※議決	1.24 議決	1.20	6.17 議決	6.17 議決
平成6年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.22 (第136回国会)	11.7	1.16 ※議決	1.24 議決	1.20	6.17 議決	6.17 議決
平成7年度一般会計歳入歳出決算、平成7年度特別会計歳入歳出決算、平成7年度国税収納金整理資金受払計算書、平成7年度政府関係機関決算書	9.1.20 (第140回国会)	9.2.3	継続審査	9.4.1	9.6.17 議決	9.6.17 議決	
平成7年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.20 (第140回国会)	2.4	継続審査	4.1	6.17 議決	6.17 議決	
平成7年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.20 (第140回国会)	2.4	継続審査	4.1	6.17 議決	6.17 議決	